

みよし市広告掲載パネル設置事業者募集要項

みよし市が行う広告掲載パネル設置事業者(以下「事業者」という。)の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申し込みください。

1 施設の概要等

(1) 施設の名称

みよし市役所庁舎

(2) 所在地

みよし市三好町小坂50番地

(3) 開庁日及び時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、閉庁します。

(4) みよし市の人口及び面積

人口61,245人(令和4年1月1日現在)

面積32.19k㎡

2 事業内容等

(1) 事業内容

事業内容は、みよし市の地図、みよし市内に所在する民間企業等の広告等を掲載したパネル(以下「広告掲載パネル」という。)の作成及び設置です。

事業者は、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができます。また、事業の実施に伴い、みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例(平成12年三好町条例第1号)に基づく使用料(以下「行政財産目的外使用料」という。)及び広告掲載料の一部を本市に納付していただきます。

(2) 設置場所

みよし市役所1階正面玄関エントランス 1箇所

※ 設置場所は、設置場所予定図(別紙1)のとおりです。

(3) 設置期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、市長が、公用又は公共用としての使用の必要性又は広告掲載者の使用状況を勘案して支障がないと認める場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、上記の設置期間を4年を超えない範囲内で延長することができます。

3 掲載できない広告

みよし市広告掲載要綱(平成21年3月1日)第3条第3項に該当する広告は、掲載することができません。

4 申込資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告掲載パネルの作成及び設置業務について、地方自治体、公共施設等での実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
 - イ 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - オ 市区町村税を滞納していないこと。

5 施設使用等について

(1) 施設使用について

ア 行政財産の使用許可

広告掲載パネルの設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可に基づくものとします。

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。ただし、市長が公用又は公共用としての使用の必要性、使用者の使用状況等を勘案して支障ないと認める場合は、1年以内の期間を単位として、使用許可の更新を行うことができます。なお、使用許可の更新については、当初の条件を変更しないことを条件として、4回を限度とします。なお、使用許可の更新の際は、その都度、行政財産目的外使用許可申請書（本市指定様式）の提出が必要です。

(2) 行政財産目的外使用料及び広告掲載料

ア 行政財産目的外使用料

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の規定に基づき、広告掲載パネルの使用面積に応じて1平方メートル当たり月額1,430円を納付していただきます。なお、この金額は、同条例の改正により変更される場合があります。

イ 行政財産目的外使用料とは別に、広告掲載料として広告掲載によって得た収入の一部を納付していただきます（広告掲載料の額は、設置事業者の提案によるものとします。）。

(3) その他必要経費等

広告掲載パネルの制作、設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は事業者の負担とします。また、電力が必要な場合についても、これに係る一切の費用は事業者の負担とします。なお、電気使用料については、使用量に本市が電力会社と契約している電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。使用量の計測方法については、設置する機器のカタログ等に記載される数値を基準とした算出方法を協議により決定します。

(4) 設置条件

広告掲載パネルは、設置場所予定図に示した場所の、設置スペース内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）に設置することができます。設置場所を確認の上、設置する広告掲載パネルの外形寸法を決定してください。

(5) 仕様

ア 広告掲載パネル本体の仕様について

(ア) 設置スペースに収まり、横幅は、2,200 mm以下、高さは、2,200mm 以下で作成してください。

(イ) 本体が転倒するなどして来庁者等に危険が及ばないように入念な転倒防止対策を施してください。また、できる限り壁際に設置してください。

(ウ) できる限り、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

イ 地図枠の仕様について

(ア) 国土地理院の地図をベースに作成してください。

(イ) 色覚障がい者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとしてください。

(ウ) 地図は、「みよし市全域図」及び「みよし市役所周辺図」としてください。

(エ) 公共施設、災害避難場所等、市が指定する地点を分かりやすく表示してください。

(オ) 公共施設、災害避難場所等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時に更新してください。

(カ) 地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ 広告枠の仕様について

(ア) 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させてください。

(イ) 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。

(6) 使用上の制限

ア 広告掲載パネルを設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。

イ 広告主及び掲載する広告の内容については、みよし市広告掲載要綱に適合するものとし、あらかじめ市の承認を受けてください。

ウ 地図上の広告主の表示及び広告枠の掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得てください。

(7) 維持管理等

ア 電照時間は、タイマー等により制御できるようにしてください。制御する時間等については、市からの指示によるものとします。

イ 破損、汚損、公共施設等の変更及び広告主の変更、移転等についてのメンテナンスをその都度行ってください。また、1年に1回以上は周辺地図全体を張替えてください。

ウ 故障及び広告内容への問合せ並びに苦情に備え、広告掲載パネルに故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。

エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、みよし市が推奨するものではありません。」等の表示を閲覧者が容易に認識できるように施してください。

(8) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可スペースを公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

(9) 原状回復

事業者は、許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

6 応募方法

(1) 申込受付期間

令和4年2月7日（月）から令和4年2月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

みよし市三好町小坂50番地 みよし市総務部総務課（市役所5階）

(3) 応募に必要な書類

ア 広告掲載申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）及び企画書

ウ 設置実績調書（様式不問）

エ 印鑑登録証明書（法人の代表者印鑑証明書）（原本）

オ 法人登記に係る現在事項全部証明書の写し（発行後3箇月以内のものに限ります。）

カ 本店が存する市区町村が発行した納税証明書

キ 事業所（会社）概要（様式不問）

※ 様式に収まらない場合は、別紙（様式不問）を作成してください。

(4) 申込みの手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に郵送又は直接持参してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（応募資格不備等）受付を取り消し、その旨について後日、電話連絡を行います。

(6) 申込みに当たっての留意事項

使用許可は、原則として応募申込書に記載された名義以外では行いません。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 募集内容に関し、質問しようとする者は、次の期間内に電子メールにより総務部総務課宛に質問書（様式任意）を提出してください。なお、電子メールを送信後、送信確認のため必ず総務課まで電話をしてください。

令和4年2月7日（月）から令和4年2月10日（木）正午まで

電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、令和4年2月14日（月）までに、みよし市ホームページに掲載します。

8 事業者の選定について

提出していただいた書類等に基づき、業務実績、仕様その他企画提案書の内容を審査し、みよし市広告掲載要綱の基準を満たした者のうち、最低広告掲載料以上の金額で、かつ、最も提案金額が高い者を事業者として選定します。

なお、最低広告掲載料については、過去の実績等により定めています。

9 事業者の選定結果について

事業者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで公表します。なお、選定経過については公表しません。

10 使用許可申請等の手続

事業者に決定した者は、担当者に確認の上、行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。

11 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産の使用許可の申請をしなかった場合

(2) 事業者が、設置条件又は応募資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

1.2 その他

(1) 設置事業者に決定した事業者は、別途、本市と広告掲載パネル設置協定書を締結していただきます。

(2) 設置作業日は、本市と協議の上、決定します。また、事業者選定結果の通知後速やかに、設置までのスケジュールを提出してください。

(3) 使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

(4) 提出された申請書類等については、選定結果に関わらず一切返還しませんので御了承ください。

(5) 事業者が行う広告の営業活動に関して、広告主との問題その他損害等が生じても、市は一切の責任を負わないこととします。

(6) この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、みよし市契約規則（昭和42年三好町規則第1号）等の関係法令に定めるところによって処理します。

1.3 問合せ先

みよし市総務部総務課（担当者：窪田）

みよし市三好町小坂50番地

電話 0561-32-8000（総務課直通）

ファクシミリ 0561-32-2165

電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp